

平成21年度愛媛県公営企業会計決算審査意見書

第1 審査の概要

1 審査の対象

平成21年度愛媛県電気事業会計

平成21年度愛媛県工業用水道事業会計

平成21年度愛媛県病院事業会計

2 審査の方法

決算審査に当たっては、

- (1) 地方公営企業法等関係法令に基づいて運営がなされているか
- (2) 決算報告書及び財務諸表は適正に表示されているか
- (3) 会計処理は適法な手続により行われているか

などの諸点に主眼を置き、決算諸表、関係諸帳簿及び証書類について調査するとともに、各会計の現状、事業の実施状況、当面する課題等について関係職員から説明を聴取し、さらに定期監査及び例月出納検査の結果も考慮して審査を実施した。

(注) 各事業会計の経営状況、経営成績、剰余金の状況及び財政状態に関する部分は、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)を含まない額で記載している。

第2 審査の結果及び意見

1 審査の結果

平成21年度の各事業会計の決算を審査した結果、決算報告書及び財務諸表の表示は適正であり、事業運営及び会計処理についても、おおむね適正になされているものと認められた。

各事業会計の経営成績は、電気事業で純利益を計上したものの、工業用水道事業は、契約給水量が低迷している西条地区工業用水道事業の計画給水量縮小に伴う特別損失の計上により、前年度の黒字から一転して164億円余の純損失となり、また、病院事業も、医師不足による診療体制の縮小とともに患者数が減少傾向にあった三島病院の譲渡に伴う特別損失の計上により、前年度を上回る30億円余の純損失となっている。

工業用水道事業及び病院事業については、経営環境や地域医療の状況変化に即応した事業運営を求めてきたところであり、当年度の特別損失の計上は、いずれも長年の懸案であった経営規模の適正化策を講じた結果によるものであると理解できる。

このことによって、両事業については、今後、経営状況の改善が図られるとしているが、なお多額の長期借入金や企業債を抱えているなど厳しい財政状態にあることから、引き続き計画的な事業運営に努めるとともに、経営の合理化、事業運営の効率化に取り組み、経営基盤の一層の安定化を図ることによって、県公営企業の諸事業が公共の福祉の増進に寄与することを期待し、各事業会計に係る決算審査意見を述べる。

2 審査意見

(1) 愛媛県電気事業会計について

当年度は降水量が平年を下回り、供給電力量が目標の約85%となったことから、電力料収入は前年度に比べて7,725万円減少したが、2億5,223万円の純利益を確保しており、安定した経営がなされている。

しかしながら、電力小売自由化の進展により今後も売電単価の低減が見込まれ、電気事業を取り巻く環境は一段と厳しくなることが予想されることから、今後、さらなる発電コストの低減と発電効率の向上に努めることによって経営の効率化を進め、経営基盤の一層の安定を図ることが望まれる。

なお、毎年度当初に収入すべき行政財産使用料について未調定の事例があったので、適期の収入に努められたい。

(2) 愛媛県工業用水道事業会計について

前年度は 1億 4,080万円の純利益であったが、当年度は 164億 4,518万円の純損失に転じている。

これは西条地区工業用水道事業の計画給水量を平成22年3月末で日量 229,000・から 87,420・に縮小したことに伴い、固定資産を除却した結果、164億 9,479万円の特別損失を計上したことによるものであるが、営業損益では 3億 7,307万円の黒字、経常損益でも 4,961万円の黒字となっている。

県下3工業用水道事業のうち、松山・松前地区工業用水道事業については、給水先が大口で給水実績も堅調であり、経営成績は安定している。

今治地区工業用水道事業については、給水能力に見合う契約給水量の確保により経営成績自体は安定しているものの、実績給水量の減少傾向が続いていることから、給水契約の維持や新規需要の開拓など、事業の安定を持続させるための取組が望まれる。

また、西条地区工業用水道事業については、今後は収入に見合った経営がなされるものと期待しているが、長期借入金及び企業債をあわせると 236億円余の借入残高があるなど、依然として厳しい財政状態にあることから、引き続き企業立地の促進等による新規需要の開拓等に努力を払われたい。

ア 今治地区工業用水道事業及び西条地区工業用水道事業における取組課題について

(ア) 今治地区工業用水道事業

当年度末の契約給水量は日量 54,700・で前年度と同量であるが、主な給水先である地元タオル業界の景況不振を背景に、給水実績は 35.46%と前年度実績の 37.97%をさらに下回っており、このまま推移すれば給水契約の維持が困難となる事態も予想され、そのことによって営業収益の大幅な低下を招くことが懸念される。

このため、引き続き今治市等関係団体・企業と連携し、新たな給水先の開拓や事業運営の合理化・効率化に取り組み、将来にわたって事業の安定性が確保できるよう対策を検討されたい。

(イ) 西条地区工業用水道事業

当年度末の契約給水量は日量 61,025・で前年度に比べて 255・増加しているものの、規模縮小後の計画給水量 87,420・の 69.81%であることから、企業立地等による新たな水需要の開拓に一層努めるとともに、引き続き事業運営の合理化・効率化に取り組み、経営基盤の安定化に努められたい。

イ 附帯事業（土地造成事業）について

当年度は県内企業 1 社に約 1,900㎡を売却したが、今後とも未処分地約 11万 8千㎡の早期売却等に努められたい。

ウ 営業未収金等の適正な管理等について

今治地区及び西条地区工業用水道事業の給水料金、造成土地売却に伴う割賦代金等に係る未収金については、公有財産及び債権に関する事務取扱規則に基づき適正に債権管理を行うとともに、債務者の動向を把握し適期に納入指導を行うなどして早期回収に努められたい。

エ 契約事務等の適正な執行について

物品調達契約において、契約業者の採用決定など契約手続に留意を要する事例が見受けられたほか、修繕工事において工事目的物の品質確認が不十分な事例などがあったので、契約事務の適正な執行及び工事の適正な施工管理、履行確認に努められたい。

(3) 愛媛県病院事業会計について

当年度の経営成績は、医業損失は前年度より 5億 4,682万円減の 38億 9,477万円、経常損失は前年度より 2億 3,654万円減の11億 7,708万円となったものの、三島病院譲渡に伴う特別損失 19億 7,000万円を計上したことにより、純損失は前年度より 16億 5,284万円悪化し、30億 6,645万円となっている。

また、累積欠損金も前年度の 200億 427万円から、当年度末には 230億 7,072万円に増加しており、長期借入金及び企業債の借入残高 283億円余とあわせ非常に厳しい財政状態となっている。

病院事業を取り巻く環境は、医師不足などを背景に厳しさを増しているものと思われるが、今後は中央・今治・南宇和・新居浜の4病院が地域の中核病院として県民医療の確保を図りながら、一層の経営健全化に取り組むことを期待し、以下に当面の主な課題を示す。

ア 医師の確保・診療科の維持について

今治・南宇和・新居浜病院の一部の診療科では医師が不足している。

公立病院の使命である地域医療の確保を図り、かつ、病院事業の経営健全化に資するため、今後とも大学医学部や他の医療機関との連携をより強化するなど、さらなる医師確保の対策を講じ、診療科の維持に努められたい。

イ 看護師の確保について

入院患者に対する看護体制の充実を図るとともに、診療報酬の看護配置基準の引上げによる医業収益への寄与も期待されることから、看護師の配置のあり方や確保について引き続き検討されたい。

ウ 医業未収金等の適正な管理等について

当年度末における個人医業未収金等残高は約5億円となり依然として増加傾向にあることから、未収金の発生防止に一層努めるとともに、医業未収金管理回収業務を委託している弁護士法人を積極的に活用するなど、未収金の早期回収及び適正な管理に努められたい。

なお、県立病院看護職員修学奨励金返納金に係る未収金についても、早期回収に引き続き努められたい。

エ 契約事務の適正な執行について

業務委託契約において、当初の競争入札不調後、合理的な理由なく予定価格を変更して再入札や随意契約していた事例、業務量の減少が見込まれたにもかかわらず契約内容の変更を協議していなかった事例のほか、再委託手続や業務の完了検査が不十分な事例などが見受けられたので、契約の経済性・公平性・透明性を確保するため、契約事務の適正な執行に努められたい。

オ 中央病院の建替えについて

中央病院は、PFI手法により現在地で建替えることとし、当年度は「旧心と体の健康センター」を解体し、立体駐車場を新築するなどしているところで、今後、新本院の建築工事が本格化していくことから、建設コストや運営経費の節減など、同手法の導入目的・効果が十分に発現されるよう綿密な進行管理に努めるとともに、地域の基幹医療施設として良質な医療の提供を継続しながら建替えが円滑に進むよう、引き続き万全を期することとされたい。

カ その他

資金前渡による経費の支出において、必要とされている精算手続をしていなかった事例などが見受けられたので、適切な事務処理に努めるとともに、現金の保管管理には十分留意されたい。

また、通勤手当及び住居手当について支給開始月の認定誤りの事例や、行政財産の使用許可がなかった事例があったので、適正な事務処理に努められたい。

(4) 会計事務の適正な執行について

平成21年12月15日付けで「不適正経理の改善・再発防止策の実施について」が発出されたところであるが、物品調達業務において検査実施者が契約事務担当者より下位の職員であった事例や、所属長による検査実施者の指名が遅延していた事例、委託業務において契約事務担当者と検査実施者が同一職員であった事例があったことから、適正な会計事務の執行に努められたい。